

令和2年3月25日

OSS登録事業者 各位

一般社団法人愛知県自動車整備振興会

継続検査OSS申請における自動車検査証の有効期間の伸長について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、国土交通省並びに軽自動車検査協会より、継続検査OSSを利用した有効期間の伸長を実施する場合について、情報提供がありましたのでお知らせいたします。

継続検査OSS申請における自動車検査証の有効期間の伸長を希望される場合には、事前に「継続検査OSS申請における自動車検査証の有効期間の伸長申出書」の提出が必要となりますので、原則、申請予定日の前日 15:00 までに、継続検査(OSS)を申請する支局・事務所等へファックスにてご提出をお願いいたします。

【お問合せ先】

一般社団法人愛知県自動車整備振興会
OSS担当
TEL052-882-3834

普通車 ・ 軽自動車 どちらかに○をつけてください。

令和 年 月 日

継続検査OSS申請における自動車検査証の有効期間の伸長申出書

依頼者名	
指定番号	
申請代理人（法人） 担当者	
電話番号	
F A X	

以下の自動車について、自動車検査証の有効期間の満了する日の伸長を希望します。

番号	申請予定 年月日	現車検査証の 有効期間の 満了する日	登録番号 (車両番号)	車台番号（下3桁）	職員使用欄
					チェック欄
(例)	R2.4.10	R2.3.2	〇〇111 あ 1111	567	
1					<input type="checkbox"/>
2					<input type="checkbox"/>
3					<input type="checkbox"/>
4					<input type="checkbox"/>
5					<input type="checkbox"/>
6					<input type="checkbox"/>
7					<input type="checkbox"/>
8					<input type="checkbox"/>
9					<input type="checkbox"/>
10					<input type="checkbox"/>
11					<input type="checkbox"/>
12					<input type="checkbox"/>
13					<input type="checkbox"/>
14					<input type="checkbox"/>
15					<input type="checkbox"/>
16					<input type="checkbox"/>
17					<input type="checkbox"/>
18					<input type="checkbox"/>
19					<input type="checkbox"/>
20					<input type="checkbox"/>

※ 原則、申請予定日の前日 15：00 までに申請予定事務所へ FAX にてご提出いただくようお願いいたします。提出した内容に変更が生じた場合は、速やかに申請事務所までご連絡をお願いいたします。

※ 申請予定日の前日が日・祝日の場合の申請は極力控えていただきますようお願いいたします。

※ 継続検査（OSS）を申請する支局・事務所にご提出をお願いいたします。

※ 記載いただいた内容に誤りがないよう、ご確認の上ご提出をお願いいたします。

愛知県内連絡先一覧表

【運輸支局等】

愛知運輸支局 愛知県名古屋市中川区北江町 1 丁目 1 番地の 2
Fax 052-351-5318

西三河自動車検査登録事務所 愛知県豊田市若林西町西葉山 46
Fax 0565-51-1072

小牧自動車検査登録事務所 愛知県小牧市新小木 3 丁目 32 番地
Fax 0568-74-1723

豊橋自動車検査登録事務所 愛知県豊橋市神野新田町字京ノ割 20 番 3
Fax 0532-31-9929

【軽自動車検査協会】

愛知主管事務所 愛知県名古屋市港区いろは町 2 丁目 56 番 1
Fax 052-659-2532

三河支所 愛知県豊田市若林西町西葉山 48 番 2
Fax 0565-51-0732

小牧支所 愛知県小牧市新小木 3 丁目 36 番地
Fax 0568-42-1752

豊橋支所 愛知県豊橋市神野新田町字京ノ割 18 番地
Fax 0532-34-2782

「継続検査OSS申請における自動車検査証の有効期間の伸長について（協力依頼）」に基づく伸長方法

新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る自動車検査証の有効期間の伸長を受ける車両について、「継続検査OSS申請における自動車検査証の有効期間の伸長について（協力依頼）【令和2年3月16日付 国土交通省事務連絡、軽自動車検査協会通知】」に基づいて継続検査OSS申請を利用する場合は、指定自動車整備事業者において以下の方法により行うこととなります。（令和2年3月18日現在）

【車検依頼者より伸長希望】

- ・旧自動車検査証の有効期間の満了する日が「令和2年2月28日～3月31日」の車両が対象
- ・旧自賠責保険の終期から新車検証有効期間（1年または2年後の4月30日）を満足する新自賠責保険の加入契約が必要
- ・伸長を受ける場合は令和2年4月1日～30日の間（制度上は3月30日～）に継続検査申請する必要があるため、検査日に注意（保適証有効期限切れに注意）

指定自動車整備事業者における点検・整備・検査

【電子保適証登録】

- ・電子保適証には旧自賠責と旧自賠責保険の終期から新車検証有効期間（1年または2年後の4月30日）を満足する新自賠責を設定
- ・伸長を受ける場合は令和2年4月1日～30日の間（制度上は3月30日～）に継続検査OSS申請する必要があるため、保適証有効期限に注意

【伸長申出書を申請予定運輸支局等へ提出】

- ・申出書に必要事項を記入し、申請予定運輸支局等へ申請予定日の前日15:00までに申請予定運輸支局等の指定する方法にて提出
- ※申出書の様式及び提出方法等の具体的な運用については、申請予定運輸支局等と調整

注意：申出書の提出が適切に行われていない状態でエコカー減税の自動車重量税の減免措置（初回継続検査時免税）対象車両の継続検査OSS申請を行った場合、減免措置が受けられません。

【継続検査OSS申請依頼】

- ・伸長申出書を提出した日の翌日以降に申請依頼
- ・令和2年4月1日～30日の間（制度上は3月30日～）に申請完了することが必要

申請代理人による継続検査OSS申請

【旧車検証返納・新車検証交付】

- ・新車検証の有効期間が1年または2年後の4月30日となっているか確認（伸長されているかの確認）